

保護者の皆様へ

亀山市立関小学校
校長 近澤 麻里

暴風警報・暴風雪警報発令における措置について

暴風警報または暴風雪警報が発令された場合や解除された場合は、下記のように対応します。ご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 午前7時の時点で暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合（*市町ごとに発令されます。）

登校させないでください。（自宅待機）

- 2 午前7時以降午前8時30分までに解除された場合

保護者が安全を確認の上、登校させて下さい。

・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにしません。 ・簡易給食で平常授業です。

- 3 午前8時30分以降午前11時までに解除された場合

学校からの指示に従って、保護者が安全を確認の上、登校させて下さい。

・「つながる連絡」で授業開始時刻等を連絡します。
・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにしません。 ・簡易給食となります。

- 4 午前11時の時点で解除されない場合

登校させないでください。（休校）

- 5 登校途中で暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

速やかに帰宅させます。

・児童が安全に帰宅できるよう、学校職員の見回りを行います。
・「つながる連絡」にて連絡します。

- 6 始業後に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

直ちに授業を中止して、地区別に集団下校させます。

危険と判断した場合は、学校で待機、もしくは、保護者への引き渡しなどの方法で帰宅させます。

- 7 気象特別警報が発令された場合

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい特別警報が出された場合も、前記1～6のとおり対応します。

以上を原則としますが、風雨の状況及び道路や橋の冠水・決壊などの被災状況等により対応を変更する場合があります。その場合は、緊急連絡（つながる連絡等）でお知らせします。

《備考》

- ・各地区により登下校の条件が異なりますので、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されていなくても、強風、大雨・洪水、雷、積雪等による危険が予想される場合は、各家庭の判断で登校を一時見合わせるなど、適切な措置をとってください。その場合は、各家庭より学校（0595-96-0052）に連絡してください。
- ・スクールバスの運行の有無、乗車時刻等については、別途、「つながる連絡」等にて連絡します。
- ・警報発令のため休校になった場合の翌日は、時間割通りの準備をして登校させてください。